

水道配管図の閲覧等に関する要綱

(令和6年4月16日)

(目的)

第1条 この要綱は、水道給水業務を円滑に実施するために、給水装置情報を含む水道配管図の閲覧(以下、「水道配管図の閲覧」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 水道配管図の閲覧にあたっては、次の各号に掲げる規定の趣旨に従い扱う。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (2) 西宮市個人情報保護条例(令和4年西宮市条例第18号)
- (3) 西宮市水道事業給水条例(昭和33年西宮市条例第33号)(以下、「条例」という。)

(水道配管図の閲覧等)

第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、水道配管図の閲覧を申請する者(以下「申請者」という。)の申請目的が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該申請に基づき、水道配管図を閲覧させることができる。

- (1) 給水装置工事
- (2) 給水装置の管理
- (3) 掘削工事による地下埋設物の調査
- (4) 宅地建物取引
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該利用目的が正当なものであると判断できる場合

2 水道配管図の閲覧は、次の各号により行うものとする。

- (1) 給水装置課窓口での水道配管図の閲覧
- (2) 外部向け水道配管図閲覧システムのWEB閲覧

3 前2項の水道配管図に記載する給水装置情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配水管分岐部からメーターまでの給水管の布設状況(位置・管種・口径)
- (2) 止水栓の位置
- (3) メーターの設置状況(位置・口径)
- (4) 給水方式
- (5) 給水装置番号

(閲覧の申請等)

第3条 前条の水道配管図の閲覧の申請は、次の各号により行うものとする。

- (1) 給水装置課窓口での水道配管図の閲覧の場合は、水道配管図閲覧申請書(様式ア)の提出
- (2) 外部向け水道配管図閲覧システムのWEB閲覧の場合は、にしのみやスマート申請(住

民や事業者からの申請・届出をインターネットで受け付け、審査、交付、手数料決済などをオンラインで行うデジタル推進課が所管するクラウド型のシステム) による申請

2 前項第1号の規定にかかわらず、条例第7条に規定する指定給水装置工事事業者が給水装置課窓口で水道配管図の閲覧を申請する場合は、申請者が当該指定給水装置工事事業者に所属等することを証明するもの（主任技術者証、社員証又は名刺等）の提示により、前項第1号の申請書の提出に代えることができるものとする。

（閲覧等の制限）

第4条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、水道配管図の閲覧を制限することができる。

- （1）前条の水道配管図の閲覧の申請において、虚偽の申請を行った者
- （2）水道配管図の閲覧で得た情報を、申請目的以外に使用した者又は第三者に提供した者

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日に実施する。

様式ア

年 月 日

西宮市上下水道事業管理者 宛

水道配管図閲覧申請書

下記の**確認事項**に同意のうえ、水道配管図の閲覧を申請します。

申請者	氏名	
	法人名称	(法人の場合はご記入ください)
	住所	
	電話番号	
申請者区分	1.所有者 2.使用者 3.指定給水装置工事事業者	
	4.地下埋設工事施工者 5.給水装置工事予定者 6.不動産事業者	
	7.建設事業者 8.その他 ()	
申請目的	1.給水装置工事 2.給水装置の管理	
	3.掘削工事による地下埋設物の調査 4.宅地建物取引	
	5.その他 ()	

※申請者区分、申請目的は、該当する項目に○をつけてください。

※地下埋設工事を施工する場合は、必ず水道計画課に施工通知を申請してください。

・確認事項

この申請によって取得した情報の水道用施設状況、給水装置の所有権等、これに関わるその他については現地状況と整合しない場合があります。

この申請書によって取得した情報はその内容を証明及び保証するものではありません。

この申請により利害関係人や西宮市上下水道局に損害を与えたり、紛争等が生じた場合は、申請者の責任によって解決してください。

取得した情報の取扱いについて

申請書に記載した目的以外に使用しないでください。他への提供はしないでください。

虚偽の申請を行ったとき、取得した情報を目的以外に使用又は第三者に提供したことが判明したときは、閲覧を制限することがあります。